

令和3年琴平町公告第32号

下記の事項について、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和3年9月7日

琴平町長 片岡英樹

記

- 1 入札に付する事項
琴平町電子地域通貨「KOTOCA」スマートフォン端末機器等導入事業（別紙仕様書のとおり）
- 2 契約書作成の要否
要
- 3 入札参加申込締切日
日時 令和3年9月13日（月） 午後5時必着
- 4 入札日時
日時 令和3年9月17日（金） 午前10時～
- 5 入札場所
琴平町役場2階第2会議室
- 6 入札保証金及び契約保証金
入札保証金は、琴平町契約規則（平成24年琴平町規則第1号）第11条第2号により免除するものとし、契約保証金は、同規則第33条の規定による。
- 7 入札参加資格条件
 - (1) 「令和3・4年度琴平町指名競争入札参加資格者名簿」において、「物品」の「電子通信機器類」で登録されている者（以下「登録業者」という。）で、香川県内に本店若しくは支店がある者。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 琴平町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止処分又はこれに準ずる措置を入札参加申請書兼誓約書の提出期限の日から開札までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中でないこと。

- (6) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。法人にあっては、役員等（法人の役員又は、その支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団員でない者。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 提供しようとする役務等が仕様書を満たすこと。

8 入札参加申請手続

仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加すること。

●登録業者

必要書類

- ①入札参加申請書兼誓約書・・・・・・・・・・・・（原本）
- ②調達物品の仕様に関する調書（カタログ等）

9 入札方法等

- (1) 落札決定に当っては、この業務に必要なすべての経費（別紙仕様書に記載）に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
よって、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。
- (2) 入札は持参によることとする。
- (3) 代理人が入札しようとするときは、委任状（別添）を提出しなければならない。
- (4) 入札の際には、入札書とは別に経費内訳書（端末1台当たりの金額及び台数並びに通信月額金額、月数及び台数）を提出すること。

10 入札の無効等に関する事項

- (1) 7項の参加資格条件に該当しない者が行った入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと町長が認めた者は、本入札に参加できない。
- (3) 所要事項の記載及び押印がない入札書による入札
- (4) 入札金額の記載のない入札
- (5) 明らかに不正によると認められる場合

11 落札者の決定方法

- (1) 琴平町契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると町長が認めた場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当

であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最低の価格が同額であった場合は、くじによって落札者を決定する。

- (2) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任しているものに限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに再度入札をおこなうことがある。再度入札は2回までとする。

12 本入札に適用する契約条項等

- ・琴平町契約規則（平成24年琴平町規則第1号）
- ・その他関係法令

13 質疑等

令和3年9月10日（金）正午までに、質問書（任意様式）をFAX又は電子メールにて受け付けるものとする。なお、確認のため、送付した旨の電話連絡をお願いします。

質疑に対する回答は、適時質疑者に回答するとともに、令和3年9月13日（月）以降に質疑者全員に対して同一の回答をFAX又は電子メールで行う。

なお、質疑内容が琴平町において簡易・安易と判断した場合は、随時質疑者のみに回答する。

14 必要書類提出先及び問合せ先

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

琴平町役場 企画防災課 企画担当

電話 0877-75-6711

FAX 0877-73-2120

E-mail kikaku@town.kotohira.lg.jp

以上